

個人所得課税の見直しを踏まえた国民健康保険税の見直しについて

1 概要

令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しにおいて、給与所得控除や公的年金控除から基礎控除へ10万円の振替等を行うことにより、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないよう、被保険者に係る所得等について所要の見直しを行うため、小平市国民健康保険条例を一部改正するもの。

2 改正の内容

国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、軽減判定所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える。

軽減判定所得

	改正前	改正後
7割軽減基準額	基礎控除額 <u>33万円</u>	基礎控除額 <u>43万円</u> + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
5割軽減基準額	基礎控除額 <u>33万円</u> + 28.5万円 × 被保険者数	基礎控除額 <u>43万円</u> + 28.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割軽減基準額	基礎控除額 <u>33万円</u> + 52万円 × 被保険者数	基礎控除額 <u>43万円</u> + 52万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

3 施行期日

令和3年1月1日